西宮市吹奏楽連盟規約

- 第1条 本連盟は西宮市吹奏楽連盟と称します。
- 第2条 本連盟は西宮市内の吹奏楽団 (隊) をもって組織します。
- 第3条 本連盟は吹奏楽を通じ西宮市民の音楽文化の向上を図るとともに情操をやしない 相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とします。
- 第4条 本連盟に下記の役員をおき連盟の運営をします。 なお、本連盟は必要に応じて、役員会を開催します。

 会長
 理事会で推薦します。

 副会長
 理事会で推薦します。

 理事会で推薦します。
 理事会で推薦します。

 副理事長
 理事会で推薦します。

常任理事 理事会で互選および推薦されたもの若干名。

理 事 加盟団体の代表者を理事とします。

事務局長 理事会で推薦します。 事務局次長 理事会で推薦します。

監 事 理事会で推薦されたもの若干名。

出向役員 理事会で推薦します。

- 第5条 役員の任期は2ヶ年とし再任を妨げません。
- 第6条 本連盟に名誉会長・名誉副会長・名誉顧問・常任顧問・顧問・参与・客員をおくことが出来ます。 これらの名誉役員は理事会で推薦します。 なお、参与・客員は本連盟の役員として多年連盟の運営に尽力され、功績多大で役員を辞任した人の 中から理事会で推薦します。
- 第7条 本連盟は目的達成のため下記の事業をおこないます。
 - ① 演奏活動 (コンサート、マーチング等)
 - ② 研究会(講習会、講演会等)
 - ③ 楽譜および講師の斡旋
 - ④ その他必要な事業
- 第8条 本連盟は加盟費のほか会費をとる事が出来ます。ただし会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までと します。 本連盟には特別会計をおくことが出来ます。
- 第9条 本規約に記載のない事項については理事会で審議します。
- 第10条 本規約の改正は理事会の決議をもっておこないます。

(昭和47年3月 1日 施行) (昭和53年6月 1日 改正) (平成11年6月11日 改正) (平成15年6月11日 改正) (平成18年6月19日 改正) (平成19年6月 4日 改正) (平成26年6月 4日 改正) (平成29年6月 5日 改正)